

求人者・求職者の皆様へ

事業所名：株式会社 ソルパック

(許可番号：13-ユ-040389)

取扱職種の範囲等の明示書

職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5に則り、下記項目を明示致します。

【取扱職種・地域の範囲】

取扱職種の範囲： 情報処理・通信技術者 取扱地域： 国内

【手数料に関する事項】

1. 求人者から徴収する手数料（コンサルティング料）については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人の申込みを受理した後に、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の30%

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率を示しています。届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と合意した金額とし、契約書または覚書等にて定めるものとします。

2. 求職者の皆様から、手数料は一切頂きません。

【求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項】

個人情報の取扱は、事業所の人材サービス営業課の職員となります。

個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者（※）となります。

個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合には、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正致します。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めます。

当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱に関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものと致します。

【苦情の処理に関する事項】

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者並びに職業紹介責任者（※）が誠意をもって事実に基づき迅速かつ適切に対応致します。

【返戻金制度に関する事項】

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、コンサルティング料の全額または一部を返戻する制度）を設けています。

1. 求職者が入社後、以下の事由に該当する場合は、コンサルティング料を返還するものとします。

（１）明らかに当該求職者の責による理由によって懲戒解雇され、労働基準監督署の解雇予告除外認定を受けた場合

（２）求職者が自己都合によって退職した場合

（３）上記（１）（２）の事情による返戻率は以下の通りとします。

入社後１ヶ月以内に退職・解雇： コンサルティング料の 75%

入社後２ヶ月以内に退職・解雇： コンサルティング料の 50%

入社後３ヶ月以内に退職・解雇： コンサルティング料の 25%

※求人者との契約により当コンサルティング料率に変更となる場合もあります。

2. 但し、当該求職者の退職理由が以下の場合には、コンサルティング料の返還を行わないこととします。

（１）処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働条件と著しく異なることに起因する退職の場合

（２）求人票と異なる労働条件への変更を求めたことによる退職の場合

（３）求人者の責に帰すべき事由により退職に至った場合

以 上

※職業紹介責任者及び苦情処理の責任者の連絡先は、以下の通りです。

職業紹介責任者：管理部 吉谷 奈美 tel：03-3585-4616

苦情処理責任者：人材サービス営業部 鈴木 謙二 tel：03-3585-4616